

平成29年度 地域ケアプラザ事業計画書

1 施設名

東永谷地域ケアプラザ

2 事業計画

1 全事業共通

地域の現状と課題について

『港南ひまわりプラン』地区別計画の推進2年目として、実践に繋がるよう支援をおこないます。

※担当地区は大久保最戸連合、永谷連合、永野連合

1 大久保最戸地区

上大岡駅から丘にかけての買い物や交通が便利な生活しやすい地域ということもあり、高層マンションの建築等による若者の単身世帯の増加がみられます。一方で高齢者の単身世帯も増加し、また、全体では町内会未加入者の増加も見られます。

2 永谷地区

永谷地区内の一部の自治会では、高齢化率が32.4%（港南区27.5%）と高い場所もありますが、マンションも多くあるため、全体では約29.8%の高齢化率です。地域活動が盛んで、地区社協と連合との繋がりもあり、協力しながら、地域づくりに前向きな地域です。

3 永野地区

永野地区は港南区で一番大きな連合です。夏祭りや運動会など地区単位での取り組みも活発ですが、一か所の拠点（会場）での取り組みでは参加できる住民が限定的になってしまふなどの課題があり、また多くのケアプラザが複雑に担当している状況もあります。

(1)総合相談（高齢者・子ども・障害者分野等の情報提供）

福祉・保健の相談窓口であることの周知を継続して行い、来館者等とのコミュニケーションに努めます。

高齢者・子ども（子育て）・障害分野をはじめとして様々な制度、施策、サービス等、フォーマル・インフォーマルを問わず情報の収集を行います。

事業の各場面を通して、参加者のニーズ把握に取り組むと同時に、それらの場面を活用して必要とされる情報提供を行うことで支援を行います。

また地域住民の生活は各分野が複雑に絡み合っていることを認識し、関係機関・団体・グループ等と連携し、生活課題を解決するための総合的な取組・支援を行います。

(2) 各事業の連携

第3期「地区別計画」を地域主体で推進できるよう支援します。また、「住民支えあいマップ」をはじめ住民が自らの課題を発見、解決していけるような様々な手法を単位町内会、地区社協とともに促進してまいります。

また生活支援コーディネーターを含めた5職種連携をはかり課題解決に向けて、地域の強みや特徴を活かした社会資源の開発を地域住民と一緒にまいります。

地域包括支援センター職員は「個別支援から地域支援」へ、地域活動交流コーディネーターは「地域支援から個別支援」への視点を中心として、各職員の専門性を活かした業務連携を行います。これにより個別ニーズや地域ニーズを把握・共有し、個別支援や新たなサービス開発や地域の関係作りなど地域支援に結びつけます。

特に第3期地域福祉保健計画を推進して行くにあたり、地域アセスメントシートの作成や地区支援記録を区や区社協とともに作成・共有し、共に小地域の福祉活動が活性化するように活用していきます

また、それぞれの部門で年間事業予定表を作成し、年度を通し状況を把握することで、当該年度だけではなく、中・長期的な目標を確認できるよう活用します。

(3) 職員体制・育成、公正・中立性の確保

常勤職員についてはベテラン・中堅・新人等経験により適材適所及び資格要件等の職員配置基準を満たした配置と、定期的な異動による職場の活性化を図っています。

さらに、法人で作成した「横浜市社会福祉協議会地域ケアプラザ専門職に求められる職員像」及び人材育成計画をふまえ、施設独自の研修計画を作成し、階層別並びに職種別に研修を実施します。また、日常業務においてOJTを実施し人材を育成するとともに、外部の研修にも積極的に参加することで、法人職員、地域ケアプラザ職員としての資質向上・専門性の向上に努めるとともに、伝達研修の機会を通じて施設全体での共有を進めます。

施設内部では、各部門別ミーティング及び各部門常勤職員の全体会議の開催により、情報やノウハウの共有、職員が抱える課題の解決を図ります。

加えて新配属職員に対し、育成リーダーを中心としたOJT環境を構築し、職員の定着と育成を図ります。

また、公正・中立な事業者情報の提供をおこなうため、日常業務及びミーティングの機会を通じて相互点検をおこないます。

(4) 地域福祉保健のネットワーク構築

指定管理者として、区の担当部署との連携を図るとともに、関係機関の定期的な会議等で積極的に情報交換や調整をおこなうことにより、区、区社協、地区社協、地域の福祉関係者、ボランティアグループ等との連携を図ることで、地域での支え合い活動が推進されるよう、小地域における福祉活動の充実に取り組み、地域の皆様と共に地域福祉保健計画の推進を図ります。

「第3期港南ひまわりプラン」の推進については、本会の活動理念「誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなで作ります」のとおり、主役は地域住民であることを基本とし、地域の特性が生きるよう、区、区社協、地区社協等との連携を図り、日常生活圏における福祉のまちづくりを地域の皆様と推進します。

(5) 区行政との協働

高齢者虐待や権利擁護事業などの困難ケースについては、カンファレンス等の機会を通じ、支援方針の共有、役割分担を明確にし、適切な早期（初動）対応ができるよう進めていきます。

2年目となる福祉保健計画（区域・地区別）の推進が具体的な取組に繋がるようエリア担当内の共有及び検討を進めます。

区政運営方針を理解し、ひまわりホルダーや認知症サポーター養成講座等の取り組みを通じて「見守り・支えあい」の繋がりを進めます。

2 地域活動交流事業

(1) 自主企画事業

- ① 事業参加者からのアンケート、地域や関係機関から寄せられた情報や予算等から総合的に判断し、包括支援センターやサブコ会議で検討のうえ、自主企画事業を企画します。
- ② ボランティアコーナーでのギャラリーを通して、地区センターの利用団体や地域の団体とのつながりを深めます。
- ③ 南高校料理部と共催で、小学生とのおやつ作り、GSJとの交流カフェを通じた世代間交流事業を実施します。
- ④ 花植えボランティア「水仙クラブ」と協力し、草取り・花植えボランティア活動「グリーンデイ」を開催します。
- ⑤ 事業参加者からアンケートを取り、来年度への改善点を洗い出します。
- ⑥ 全ての自主事業について参加者主体を目指した運営を心がけます。保育園やヘルスメイト、ボランティア等、できる限り地域と連携した形で実施します。
- ⑦ 高齢者サロン「ひなたぼっこ」では、毎回ゲストとして地域の方やケアプラザ利用団体にレクリエーションや活動の披露を行っていただくとともに参加者自らも発表の場とすることで意欲を生み出し、それぞれの交流を深めます。
- ⑧ 地域包括支援センターと連携して自治会や事業所、学校等での出前講座・福祉教育を実施します。
- ⑨ 子育て支援として1歳児学級「ひよこ・くらぶ」を地域の子育て支援ボランティアグループ「ひよこサポーターズ」とともに運営し、親子どうし、地域のボランティアとの交流をはかります。
- ⑩ NPO 法人ちゅーりっぷと共催で父親育児支援の講座を開催します。
- ⑪ ケアプラザで活動しているボランティア団体、地区センターと協力してエコプラザ（打ち水・ゴーヤ交流会）を開催し、多世代交流を図ります。

(2) 福祉保健活動団体等が活動する場の提供

- ① ケアプラザ利用団体に対して、福祉活動への参加を進めます。ケアプラザ事業の高齢者サロンでの活動の披露や福祉教育の講師を依頼し、活動の場を提供します。
- ② エコプラザは、ボランティア団体（てまり・おはり箱・水仙クラブ）や地域の個人ボランティアと協力して、世代間交流や活動への参加のきっかけづくりとして実施します。
- ③ ふれあいまつりは、個人ボランティア、ボランティア団体、地域の自治会、福祉事業所、地区センターと協力して実施します。
- ④ 貸室の空き状況を一覧にし、ロビーに掲示します。予約の手順も掲示します。
- ⑤ ボランティアの集いや利用者懇談会をとおして、団体同士の相互理解や互いの活動への協力が生まれるように、グループでの交流などを行います。
- ⑥ 利用者懇談会では合同清掃等をとおしてケアプラザ運営への住民参加を進めます。

(3) ボランティアの育成及びコーディネート

- ① ケアプラザでのボランティア受け入れに関しては通所部門と連携し、パンフレットの作成や登録様式や方法の見直し等を行います。新規にボランティア登録をした方には、パンフレットやチラシを用いて、オリエンテーションを行います。
- ② 区ボランティアセンター等と連携し、ボランティアの受入を行います。相談・調整を記録し、職員同士共有します。
- ③ コーディネートに必要な情報を整理し、他部門も含め全ての職員が利用できるようにします。
- ④ 自主事業の受講者に対して、ボランティア活動の機会の提供や情報提供をします。
- ⑤ ケアプラザ内や地域で活動するボランティアグループに対して、運営や経理の相談、講座の開催、ボランティア募集、事故時の対応等、支援を行います。
- ⑥ 花植えボランティア、水やりボランティアを募集し、新たなボランティアを発掘します。水やりボランティアは子どもから高齢者まで募集し、ボランティアの世代間交流

の場にします。

- ⑦ 祭りやエコへの取り組み（打ち水）など、誰でも参加しやすい魅力ある活動を提供します。
- ⑧ 広報紙やホームページ、ブログ、掲示などをとおして、ボランティアの活動を生き活きと伝え、新たな担い手を募集し続けます。

(4) 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供

- ① 5職種で「地区支援記録」を活用し、日常のニーズの発見をするよう努めます。関係機関と情報共有し、課題の発見や解決について検討、取り組みを行います。
- ② 地域の会議（連合・民児協定例会等）や事業（祭り・講座・防災訓練等）に積極的に参加し、住民との関係作りや情報収集・提供に努めます。また、ケアプラザで把握した担い手や資源を各地区で共有します。
- ③ 地域包括支援センターとは、5職種ミーティング（毎月）での情報共有や、事業（祭り・認知症サポーター養成・配食事業等）での相談・情報共有を行い、個別支援と地域支援の調整を行います。
- ④ 地区別計画の推進については、支援チーム会議にて区役所、区社協とともに支援方針に関する共有を図るとともに、地域課題や資源に関する情報収集・提供に努めます。
- ⑤ 会場利用者懇談会や各利用団体の日々の交流等を通して、日頃ケアプラザに出入りする方からの要望や意見の収集に努めます。
- ⑥ ケアプラザから遠方の地域へは、地域包括支援センターや近隣地域ケアプラザと協働して、地域に向いての事業実施や情報提供に努めます。
- ⑦ ケアプラザ広報紙の発行（隔月・班回覧）、広報よこはま区版や区社協広報紙、タウンニュース、ケーブルテレビ、ホームページ、ブログ等様々な媒体を通して、一般住民の方への情報発信を行います。
- ⑧ ケアプラザ内の情報コーナーを分かりやすく整備します。事業のチラシを窓口に設置したり、ケアプラザの各部屋に掲示したりして、多くの方の目に触れるように努めます。

3 生活支援体制整備事業

(1) 事業実施体制

- ・ 地域包括支援センターの3職種、地域活動交流コーディネーターを含む5職種と協働して既存の情報を活用しながら、小地域ごとのニーズを把握します。
- ・ 区役所と区社協、地域包括支援センターのカンファレンスに参加し、個別ケースの情報を共有することで、地域に必要な資源の把握に努めます。
- ・ 地区別の支援チーム会議に出席し、区役所、区社協、他の担当ケアプラザと地域の課題や支援の方向性を情報共有します。

(2) 地域アセスメント（ニーズ・資源の把握・分析）

- ・ 地域包括支援センターや地域活動交流、居宅、通所介護の各部門と協力し、日々受けている相談内容や相談件数を集計分析し、ニーズの把握に努めます。
- ・ 生活支援サービスを行っている団体、サロン活動の拠点、高齢者がよく買い物に行く商店やコンビニ、地域密着型の企業など社会資源を把握します。
- ・ 自治会町内会の会議等に参加し、地域の住民組織等との日常的な意見交換を行うことでニーズや社会資源を把握し、新たに資源化できるものを探していきます。
- ・ 住民支え合いマップを実施することで、住民とともに地域の特性や課題、人材の把握に努めます。

(3) 連携・協議の場

- ・「地域の高齢者の見守り」について地域住民、商店、コンビニなどの主体とケアプラザが連携を図る為に協議体を設置し、一体となった見守りができるよう情報の共有と連携方法について協議していきます。
- ・住民支え合いマップにより把握された地域の課題について、住民主体で課題が解決できるよう地域住民と協議をしながら課題解決に取り組みます。
- ・生活支援サービスの情報をリスト化し、地域支援者や活動者、ケアマネ事業所等に有意義な形で提供できるよう努めます。
- ・各地区の助け合い活動が安定して継続されるよう、ニーズとサービスの調整等、ケアプラザとして支援と連携をしていきます。

(4) より広域の地域課題の解決に向けた取組

- ・地域住民の力だけでは解決の難しい課題に対し、NPOや企業等と協働し、具体的な社会資源開発に努めます。

4 地域包括支援センター運営事業

(1) 総合相談支援業務

① 地域におけるネットワークの構築

- ・包括エリア内の地区民児協への出席をします。
- ・区役所作成資料やケアプラザ独自の資料などを用いた地域包括支援センターの積極的周知を行います。
- ・包括エリア内の地区社協や助けあいグループの活動情報交換会を実施し、お互いの情報交換を行い、課題解決に向けた話し合い、そこからの発展を目指します。
- ・地域ケア会議を実施し（支え合いマップと個別ケースの地域ケア会議）、在宅で長く暮らせるように（在宅で看取りができる）地域と福祉と医療が連携をとり見守り支え合える地域を目指します。

② 実態把握

生活支援コーディネーター、地域活動交流事業コーディネーターやケアマネジャー、地域住民、関係機関と地域で気になる高齢者等の情報を共有できる体制を構築できるよう取り組んでいきます。

- ① 地域で行われる地区民児協や地区社協定例会議、連合町内会会合等の会議や行事に参加して情報収集を行い、実態把握に努めるとともに、顔が見える関係づくりを行います。
- ② 直接来館することが出来ない相談者や相談者の生活状況を直接把握する必要があると判断した場合、専門関連機関や他職種（区役所の福祉職、保健師、ケアマネジャー等）、相談者の家族と連携をとりながら、直接相談者の自宅を訪問することによる実態把握を行います。
- ③ 要支援の方のニーズ調査やインタビューなどでニーズ調査を行い、ニーズの傾向や課題等を把握して課題解決につなげます。
- ④ 各事業のアンケート結果や運営協議会、地域包括支援センター職員等が参加した地域の様々な会議からいただいた意見を反映できるよう努めます。
- ⑤ 住民支え合いマップづくりを地域に出向き実施することで「地域の特徴や強み」「地域住民の状況」や「地域資源」など住民とともに見える化をして実態把握をします。

③総合相談支援

「総合相談」は地域包括支援センターの中でも、本人とかかわりを持つ「最初の窓口」です。「身近な相談窓口」「ワンストップサービス」を基本に、地域住民が住み慣れた「まち」で安心して暮らしていくことができるよう、総合的な支援を行います。

窓口や電話での相談対応に際しては、懇切丁寧な対応を行い、ケアプラザのみでは対応できない相談でも、専門の相談機関への紹介・つなぐ等、連携を心がけます。

民生委員等、地域の福祉保健関係者と連携して、継続的な見守りが必要な単身世帯・高齢夫婦世帯や認知症高齢者のいる世帯などを定期的に訪問します。

ケアプラザで開催している介護予防や高齢者サロン等の参加者の状況等を地域交流コーディネーター等の他職種と情報交換を行うことにより、実態把握を行います。

自治会・町内会や民生委員児童委員協議会など地域の会議に積極的に参加し、また生活支援コーディネーター等の他職種とも連携し、高齢者の立ち寄る機関（郵便局・コンビニ・商店・交番・配達業者等）とのネットワークを形成し、顔の見える関係づくりを行っています。それにより個別・地域ニーズを汲み取り個別支援につなげます。

地域ニーズに応じた講座、勉強会等を開催します。

(2) 権利擁護 業務

①成年後見制度の活用促進・消費者被害の防止

虐待や悪徳商法のターゲットにされやすい高齢者の権利を守るため、また高齢者に限らず、障害児・者や子供などで権利を侵害されている人に対しても、身近な相談機関として幅広く対応できるスタンスを持ち、迅速且つ適切に対応し関係機関と協働します。

- ① 区役所やあんしんセンターと連携し、権利擁護に関する相談対応・各種制度の申し立て支援を行います。
- ② 成年後見サポートネットワーク等の関係会議に参加し、弁護士・司法書士等の専門職種との連携を図ります。
- ③ 成年後見制度や任意後見制度、あんしんセンター事業を地域に分かりやすく啓発するため、寸劇を自治会や地域のサロンで上演・講演会を行います。
- ④ ケアプラザで開催している事業や地域の情報から、権利が侵害されている情報を汲み取り、他職種と連携して対応します。

②高齢者虐待への対応

常に権利擁護の視点を持ち、相談対応を行います。
通所介護事業や居宅介護支援事業所と日頃から連携を持ち、高齢者虐待を把握した場合には、速やかに行政に報告し、介護者支援の視点を持ち、虐待の防止と保護に努めます。また、区役所との定例カンファレンスなどの場を活用して、虐待事例や虐待が疑われる事例に対する情報共有や支援の方向性の確認を行います。高齢者虐待に関する理解促進を図り、相談機関の存在等を地域に分かりやすく啓発します。

③ 認知症

総合相談で認知症の相談が増えていることや、地域ケア会議・住民支え合いマップからの気になるケースなどが認知症疑いなど、地域での認知症理解が必要という課題があります。地域住民、自治会向けなど、高齢者の関わる機関や小中高生等の幅広い世代に認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の正しい理解促進を図ります。講座開催の際にはキャラバンメイトにも参加していただき、地域の中で認知症高齢者を支える取り組みについてPRを行うとともに、通所介護部門と連携し受講者に対し実習（ボランティア）機会を提供します。

認知症高齢者の介護者支援を目的とした介護者の集いを定期的に開催し、介護者同士のピアカウンセリングや介護に関する情報交換を行います。

地域の福祉保健関係者や区役所等と連携し、認知症高齢者の相談に対応し、状況確認を行うとともに、介護者支援を行います。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

①地域住民、関係機関等との連携推進支援

地域ケアプラザ広報紙や自主事業、出前講座、地域の食事会、地区民児協等を活用し、地域住民に対して介護保険制度の概要や介護予防に加え、権利擁護関係の情報発信、「認知症になっても住みやすいまちづくり」を目指した普及・啓発活動を引き続き行います。

①当施設地域包括支援センター担当エリアである「大久保・最戸地区」「永谷地区」「永野地区」の地区民児協や地区社協定例会議、連合町内会会合等に地域包括支援センター3職種と地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーターと連携・協力しながら参加し、相談しやすい顔の見える関係を日頃から構築し、住民主体での活動状況や活動上における課題等、地域のニーズを把握して関係機関とともに課題解決に向けた取り組みを行います。

②既存の「港南区民生委員・ケアマネジャー連絡票」について、集まっている連絡票の状況確認を引き続き行い、終了者（施設入所・死亡など）の連絡票の回収等を行い、それぞれにケアマネジャーや民生委員に引き継ぎを行います。

②医療・介護の連携推進支援

既存の「港南区医療機関情報シート」について、医療とスムーズな連携が図れるよう、研修会の場等で引き続き周知を行い、新たに開設した居宅介護支援事業所へ提供していきます。また、当該シートの更新方法等について、港南区主任ケアマネジャー分科会で検討します。

①在宅医療に関する情報交換を行い、ケアマネジャーをはじめ介護事業所との多職種間の連携強化（医療と福祉のネットワーク構築）を目指す「医福（いっぷく）ネット港南」を年3回、開催します。

②地域のドクターとケアマネジャーとの連携がスムーズにとれるよう、施設協力医の健康相談日に合わせて「ドクターとケアマネの相談タイム」を月1回程度、開催します。

③ケアマネジャー支援

日常業務の中でケアマネジャーから個別相談や支援困難事例等へのサポート等を引き続き行います。

また、ケアマネジャー同士の連携推進や港南区全体のケアマネジメントの質の向上を目指し、次のような取り組みを行います。

①ケアマネジメントを実践するために必要な情報の共有や精神的サポート等が可能となるよう、気軽に相談できる場の提供とケアマネジャーのスキルアップ、相互の連携支援を目的として、月1回程度「ケアマネサロン」を開催します。

奇数月は港南中央地域ケアプラザ、偶数月は港南台地域ケアプラザを会場として、港南区主任ケアマネジャー分科会協働で開催します。

②港南区福祉保健センターと港南区主任ケアマネジャー分科会との共同企画による学習機会を提供します。

下半期の講座が終了した後、実習の振り返りを行うとともに、参加者による自主勉強会の立ち上げ支援を行います。

③昨年度までに実施した「初級ケアマネジメント講座」をきっかけとして立ち上がった4つの自主グループの勉強会について、9名の主任ケアマネジャーで引き続き、サポートを行います。

④港南区ケアマネジャー連絡会への支援を引き続き行います。

具体的には連絡会との情報共有を図り、港南区で活動するケアマネジャーの状況や課題を把握するとともに、ケアマネジャー自身が自ら必要なスキルを考え、スキルアップに向けた取り組みを行えるよう、当該連絡会における研修会等の企画、実施に向けたサポートを9名の主任ケアマネジャーと協働（輪番）で行います。

⑤要支援および総合事業対象者を委託している居宅介護支援事業所のケアマネジャー

に対して、ケアプラン作成時の支援やサービス担当者会議等において助言等を行い支援継続していきます。

- ⑥ 地域ケア会議を通して地域の方や医師や薬剤師や弁護士など専門職との連携を図りながら多職種視点でケアマネジャー支援を行います。
- ⑦ 東永谷地域包括エリア内の助け合いグループ（インフォーマル）の情報提供をし、介護サービス事業所だけでなく、多様なサービスからよりよいケアマネジメントが行えるように情報発信していきます。

（４）多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築・地域ケア会議

多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築・地域ケア会議

- ① 「地域包括ケアシステムの実現」にむけて、地域ケア会議を実施していきます。地域ケア会議は、「地域包括ケアシステムの実現」に向けた1つの手法として、地域と福祉、医療などが高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備（地域づくり）を同時に図っていくことを目的としています。中・長期的な視点に立った運営ができるよう努めます。
- ② 港南区社協が把握している区域での地域課題解決に向けた取り組み（地区社会福祉協議会と住民参加型団体との連携強化）に協力します。

（５）介護予防ケアマネジメント（指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業）

介護予防ケアマネジメント（指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業）

いつまでもいきいきと在宅で生活していくことができるよう支援します。二次予防対象者、要支援1・2と認定された地域の高齢者に対し、本人ができることはできる限り自ら行えるよう「自立支援」を行うことを基本とします。また、利用者の主体性を尊重し、自立支援を目指したプラン作成で行動意欲を高め、家族等の協力を得ながら、自立した生活が維持できるよう支援します。

また、介護予防支援業務委託契約を締結している居宅介護支援事業所との連携やスキルアップの機会の提供等の支援を行っていきます。

- ① 利用者の自立に向けた目標志向型プランの作成に努めるため、地域の社会資源を活用し「包括的・継続的な地域生活支援」ができるよう、本人や家族、居宅介護支援事業所と協力をしていきます。
- ② 高齢者自身が自ら意欲の向上を図れるような知識の提供、日常生活における取り組みについて丁寧な説明と、利用者本人が生活上の課題と改善について気付いていただけるよう、インフォーマル事業やサービス等の活用を提案していきます。

（６）一般介護予防事業

一般介護予防事業

高齢者が住み慣れた地域で介護予防を意識して、具体的な取り組みを始める機会を提供し、日常生活の中で身体状況に応じた介護予防活動を実践する高齢者が増えることを目指します。

介護予防についての意識の向上を図り、その後、地域の社会資源である健康教室への参加、サロンや体操教室への参加等、「元気づくりステーション」の取り組みが行えるように支援していきます。また、健康づくりの場の連絡会を開催し、地域の健康づくりの場の支援者との連携を深め、見守りネットワークの構築を目指します。

- ① 情報収集に地域のサロンなどに出向き、地域アセスメント（地域診断）を行い、戦略的に地域の活性化、元気づくりステーション等、地域のボランティア育成の講座を実施していきます。
- ② 民生委員児童委員協議会や地区社会福祉協議会定例会議、シルバークラブ等へ参加

して周知していきます。

- ③ 地域の食事会、会合等へ参加して高齢者への健康相談を行うとともに介護予防の普及啓発に努めていきます。
- ④ 地域ニーズの把握に努め、さらに区や区社協、地域活動交流コーディネーター等と協力しながら、既存の社会資源への協力体制の整備と必要な資源の開発に努めます。
- ⑤ 地域ケアプラザや地域の中でサロンや活動している方の連絡会を開催して課題を把握し、課題解決に向けたサポートを行っていきます。
- ⑥ 区と区社協と協働で介護予防や健康づくりに関する情報共有を行い、地域の健康づくりの場の支援者等との連携を深め、諸事情により地域のサロン活動に参加が難しくなった方々等への継続的な支援ができるしくみづくりを目指します。
- ⑦ 福祉ネットワークや助け合いグループ「茶卓」等の助け合い活動の情報交換会を開催し、活動のフォローアップを行っていきます。
- ⑧ 「支え合いマップづくり」を行い、「地域住民の状況」を見える化をして「課題」「地域資源」などを地域住民と把握して一緒に課題解決に向けた行動を検討して実施を地域に出向いて行います。

その他

平成28年度は介護保険制度改正をはじめ、生活困窮者自立支援法や子ども・子育て支援制度の施行、新オレンジプランが策定される等、社会福祉全般を取り巻く環境が大きく変わりつつあります。それらは地域福祉と関係が深く、その課題の発見と解決には生活に根ざした地域住民の支えが不可欠です。私たちは、その実現に向け、活動理念である「誰もが安心して暮らせる地域社会をみんなで作ります」に基づき、地域の皆さまと歩み、進みます。

また、第3期の港南区地域福祉保健計画が策定される中、その内容を踏まえ、地域の皆さまと共に、行政、関係機関と連携し地区別計画の推進を行います。

施設の適正な管理について

ア 施設の維持管理について

地区センターと協働し、快適に利用していただけるよう設備の定期点検や破損個所の小破修繕を図り、事故の防止に努めます。

- 1 横浜市社会福祉協議会の運営する地域ケアプラザとして、活動理念である「誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなで作ります」を基本に運営します。
- 2 併設の地区センターと定例の会議をおこない、建物・設備等の劣化状況や利用者からの要望等の共有を図り、具体的改善策の協議・実践をおこないます。
- 3 高齢者のみではなく、障がい児・者、子育て関係等様々な利用が想定されるため、施設内の通路をはじめ各部屋、トイレ、洗面所等、誰もが使いやすいよう整理整頓を心がけています。また施設への経路、施設内案内図、施設の機能やサービス内容を伝えるため、見やすく、わかりやすい表示や言葉遣いに努めます。
- 4 委託契約に基づく施設管理、清掃業務が正常に遂行されているか確認するとともに、自主点検をおこないます。
- 5 利用者から話しかけていただきやすい関係（環境）づくりを行うとともに、施設内にご意見箱（2個）を設置し、常に利用者の声を施設運営に反映出来るよう取り組みます。

イ 効率的な運営への取組について

指定管理者として公的な施設である地域ケアプラザの役割を認識し、限られた予算内で適正な運営を行うため、経費の削減、資源の有効活用に心がけ、光熱水費の削減に努めます。

- 1 予算管理に基づき、法人のスケールメリットを活かし効率的な経営を実施します。
- 2 不要箇所（時間帯）の適宜消灯や賞味期限間近の備蓄物資の有効活用、デイサービス入浴後の残り湯による植栽への水やりなど、経費節減や資源の再利用に取り組みます。
- 3 物品のリサイクル、ごみを出さない工夫等を職員全員で意識を持って実施します。併設の地区センターと協力して効率的な運営に取り組めます。

ウ 苦情受付体制について

利用者個人の尊厳を尊重し、利用者の権利を擁護する仕組みとして苦情解決を位置づけ、サービスや事業の質の向上に向けて、取り組めます。

- 1 利用しているサービスに対し、意見・要望を申しやすくし、その申出をきちんと受け止める事を職員全員の姿勢とし、職員会議等で共有します。
- 2 職員一人ひとりが、この姿勢と心構えをもちながら、「苦情解決」に積極的に取り組む事が出来るよう法人のマニュアルを用い適切に対処します。
- 3 苦情受付担当者及び実務責任者を置き、館内にわかりやすく掲示します。
- 4 法人にて苦情解決調整委員会を開催し、苦情の報告及び評価を実施します。
- 5 法人内の他施設・他部署と苦情並びにその対応を共有することにより、一施設の問題でなく組織全体のもので受け止め、サービスの向上に努め苦情の発生を未然に防ぐ取組を行います。
- 6 ケアプラザの利用登録団体を対象とした利用者懇談会で、苦情受付窓口、対応について説明をします。

エ 緊急時（防犯・防災・その他）の体制及び対応について

緊急時の体制を確立し、公の施設としての災害時の対応や防災・防犯の備えを行います。

- 1 緊急対応マニュアルを適宜見直します。
- 2 消防署の立ち合いのもと避難誘導訓練を年2回実施し、併せて施設管理者対象の研修をおこないます。
- 3 警察、消防、地域との交流を密にして、放火や破壊行為等に対する協力体制を構築します。
- 4 地域の行事等にも積極的に参加し、自治会、周辺住宅、地域防災（医療）拠点等関係機関と日頃から顔の見える関係をつくり、有事に備えます。
- 5 必要時に対応できるよう、AEDの日常点検及び操作訓練を行います。
- 6 職員研修において災害時の特別避難場所としての役割をテーマとし理解促進を図るとともに、災害時に対応できるよう区役所等と連携しながら体制整備を推進します。

オ 事故防止への取組について

法人が運営する施設の事故報告の集計分析について、法人内の館長所長会での共有をおこないます。その結果を受けて施設での事故分析、再発防止に向けた検討・対応を行い、事故防止に役立てます。

- 1 事故や感染症の発生、職員の労災、火災発生等がゼロである事を目指し、ケアプラザ全体で、「リスクマネジメント」を行う仕組みをつくり、実施します。
- 2 事故対応マニュアルをはじめとする、各種マニュアルの見直しを行います。
- 3 リスクの分析・評価と事故防止策の検討を行います。
- 4 対応策の振り返り・評価と体制の見直しを行います。事故の発生に至らない場合でも、ヒヤリハット事例として職員間で共有します。

カ 個人情報保護の体制及び取組について

個人情報の保護については、法改正の趣旨を正しく理解し、法人の「保有する個人情報の保護に関する規程」、「地域ケアプラザ等における個人情報の取扱基準」に基づき対応します。

- 1 職員全体会議等を利用した研修を実施し、職員全体で個人情報取扱の重要性について認識し対応を行います。
- 2 個人情報が含まれるケースファイル等は施錠管理を徹底し、必要時以外の外部への資料の持ち出し、机上放置をしないよう徹底します。契約書・重要事項説明書・フェイスシート・アセスメント表・介護保険申請書等の書類は、外部への持ち出しが不可欠なので、携行にあたっては、訪問先から直帰しない、自転車の荷物カゴに入れる際は盗難防止カバーをかぶせる等の基本的注意を常に怠らないよう細心の配慮に努めます。「個人情報持出し簿」にて日常管理を行います。
- 3 個人情報取扱業務概要説明書を見直し、窓口にて提示・説明できるよう整備をおこないます。
- 4 守秘義務については、明文化したものを全職員はもとより、ボランティア・実習生等事業に携わる者すべてに配付、説明します。

キ 情報公開への取組について

法人の情報公開制度を基にして、適切に取り組みます。

- 1 保有している文書（電磁的記録を含む）を対象とし、文書に個人のプライバシー情報や法令等の規制で公にすることが出来ない情報など、開示できないものを明確にします。
- 2 公開に際しては個人の不利益にならないこと、責任者の判断を得ること等を徹底します。
- 3 閲覧用の決算書、個人情報取扱業務概要説明書、その他情報公開用資料を、窓口に常設し、施設概要、サービス内容等広報資料を見やすく、わかりやすく、常に最新の情報が提供されるよう更新します。

ク 人権啓発への取組について

横浜市の人権に関する指針や啓発に関する計画に準じて、職員に対する啓発に取り組みます。

- 1 外部機関が開催する研修への参加機会を増やすとともに、職員全体会議等を利用し、職員全体で人権感覚・人権意識の向上を図ります。
- 2 相手の立場に立って、窓口を含めたケアプラザ館内の環境改善、わかりやすい説明や表示・広報物の作成などに努めます。

ケ 環境等への配慮及び取組について

「エコプラザ」を目標に環境や資源に優しい運営を行いました。また、ごみを出さないよう努めるほか、分別を徹底し、環境破壊にならないよう取り組みます。

- 1 光熱水費の削減のため、未使用の部屋の消灯や節水に努めるとともに、必要最低限の電力消費に努めます。
- 2 室内温度の設定も夏は28度、冬は20度に設定を行い、「緑のカーテン」や通所介護事業で使用したお風呂の水や精製水等を活用した定期的な散水（打ち水）により、ヒートアイランド対策による温室効果ガス排出量削減効果や節水の取り組みを行います。
- 3 デイサービスのお風呂の水を植物の水やりに活用し、水道料を削減します。

介護保険事業

● 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業

《職員体制》

管理者	保健師等	1名	(常勤兼務)
主任ケアマネジャー		1名	(常勤兼務)
社会福祉士		2名	(常勤兼務)
介護支援専門員		2名	(非常勤専従)

《目標》

○要支援1・2と認定された地域の高齢者に対し、本人ができることはできる限り行なうことを基本とし、また利用者の主体性を尊重し、自立支援を目指したプラン作成で行動意欲を高め、家族等の協力を得ながら、自立した生活が維持できるよう支援します。また、総合事業対象者に対しても同様に、自立支援の視点でケアプラン作成を行い、誰もが安心して自分らしく暮らせることが実現できるような支援を行っています。

○委託契約を結んでいる居宅介護支援事業所との連携及び支援を随時行います。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

●実費負担はありません

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- ①利用者本位のサービスに取り組みます。
- ②ご自身らしく生活できるよう十分に本人、家族と相談しながら計画をたてます。
 - 利用者の自立に向けた目標志向型プランの作成に努めるため、地域の社会資源を活用し「包括的・継続的な地域生活支援」ができるよう、居宅介護支援事業所と協力をしていきます。
 - 高齢者自身が自ら意欲の向上を図れるような知識の提供、日常生活における取組について丁寧な説明と、利用者本人が生活上の課題と改善について気付いていただけるよう提案をしていきます。
- ③支援システムを活用し、事務作業を効率化しています。
- ④自主ケアプラン点検を定期的に行い、職員全員で自立支援に向けたよりよいケアプラン作成の為に研修を行っています。

《利用者目標》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
250	250	250	250	250	250
10月	11月	12月	1月	2月	3月
250	250	250	250	250	250

● 居宅介護支援事業

《職員体制》

管理者 1名（常勤）
 介護支援専門員 6名（常勤兼務1名、非常勤5名）

《目標》

本会の活動理念に基づき、地域の社会資源として他部門と情報を共有し、地域住民の安心した生活が継続するよう積極的な姿勢で事業に取り組みます

- 1 利用者の意思を尊重し心身の状況や環境等に応じて、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活（要介護状態の予防、軽減又は悪化の防止等）ができることを目標に居宅サービス計画を作成します。
- 2 関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体等との綿密な連携を図り、多様な事業者から総合的かつ効率的にサービスが提供されるように調整し、常に利用者の立場で公正中立な居宅サービス計画を作成します。
- 3 介護支援専門員等の資質向上を図るため、採用時研修（採用後6ヶ月以内）、定期研修（年1回以上）等の機会を設け、業務体制を整備します。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

- 利用者の負担金はありません。（ただし介護保険料滞納の場合は負担が発生します。）
- 担当者が、サービス提供地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その利用した公共交通機関の運賃実費の負担をお願いする場合があります。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- 利用者の個別性を尊重し、個々のニーズに沿ったサービス計画を作成し、インフォーマルサービスも含めた適切な情報提供をします。
- 質の高いサービス提供ができるように支援体制を強化し、地域包括支援センター等関連機関との連携に努め、課題解決に積極的に取り組みます。
- 適時にケアマネジャーの空き情報を提供し、新規申し込みを受け入れます。
- 相談等を受ける中から把握した個別の課題を地域課題と捉え、必要なサービス開発に結びつけるための取り組みや連携を他部門と図ります。
- 居宅支援事業は地域の社会資源として最も身近な課題を把握する重要な役割を自覚して業務に努めます。

《利用者目標》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
115	115	115	117	117	117
10月	11月	12月	1月	2月	3月
120	120	120	130	130	130

● 通所介護・認知症対応型通所介護

《提供するサービス内容》 (共通)

●事業所は通所介護計画に沿って、次のサービスを提供します。

- (1)生活指導(相談援助等) (2)介護サービス (3)健康状態の確認
 (4)送迎 (5)給食 (6)入浴 (7)個別機能訓練

《通所介護 実費負担》

● 1割負担分

(要介護1)	614円
(要介護2)	725円
(要介護3)	837円
(要介護4)	948円
(要介護5)	1,060円

・加算額

(入浴加算)	54円
(個別機能訓練加算Ⅱ)	60円
(サービス提供体制強化加算Ⅰイ)	20円
(中重度ケア体制加算)	49円
(介護職員処遇改善加算Ⅰ)	所定単位数に59/1000を乗じた単位数

● 2割負担分

(要介護1)	1,227円
(要介護2)	1,450円
(要介護3)	1,673円
(要介護4)	1,896円
(要介護5)	2,119円

・加算額

(入浴加算)	108円
(個別機能訓練加算Ⅱ)	120円
(サービス提供体制強化加算Ⅰイ)	39円
(中重度ケア体制加算)	97円
(介護職員処遇改善加算Ⅰ)	所定単位数に59/1000を乗じた単位数

● 食費負担 750円

● 通常のレクリエーション以外に行う特別な行事 実費

《事業実施日数》 週7日

《提供時間》 10:15 ~ 15:20

《職員体制》

管理者	1名(常勤)
生活相談員	7名(常勤・非常勤)
看護師	5名(非常勤・兼務)
介護職員	17名(非常勤)
機能訓練指導員	5名(非常勤・兼務)

《目標》

利用者ひとり一人の個別性を大切にした通所介護計画を作成します。
 また、社会福祉協議会が実施する通所介護として、地域の要介護者の要望に応えられる質の高いサービスの提供に努めます。
 地域で活動している団体、ボランティア等と連携し、多様化する利用者の希望に添えるサービスの提供に努めます。

- ①利用者の可能性を大切に「できる」が持続され、また、「今までよりできた」につなげられる支援を目指します。
- ②ヒヤリハットを事例の収集と検討を重ね、事故予防に努めます。
- ③ボランティア等、地域との連携を深め、プログラム活動の充実と地域に開かれたデイサービスを目指します

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- 季節の行事、近隣の保育園や学校との交流、地域のボランティアによるレクリエーションプログラムを取り入れた多様な活動プログラムを提供します。
- 介護や看護に係る学生の実習を積極的に受け入れ、人材の育成に貢献します。

《通所介護 利用者目標（延べ人数）》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
510	530	530	550	550	550
10月	11月	12月	1月	2月	3月
600	600	550	550	570	570

《認知症対応型通所介護 実費負担》

● 1割負担分

(要介護1)	942円
(要介護2)	1,043円
(要介護3)	1,143円
(要介護4)	1,244円
(要介護5)	1,345円
・加算額	
(入浴加算)	55円
(個別機能訓練加算Ⅱ)	30円
(サービス提供体制強化加算Ⅰイ)	7円

(介護職員処遇改善加算Ⅰ) 所定単位数に104/1000を乗じた単位数

● 2割負担分（平成27年8月より適用）

(要介護1)	1,883円
(要介護2)	2,085円
(要介護3)	2,285円
(要介護4)	2,487円
(要介護5)	2,690円
・加算額	
(入浴加算)	109円
(個別機能訓練加算Ⅱ)	59円
(サービス提供体制強化加算Ⅰイ)	13円

(介護職員処遇改善加算Ⅰ) 所定単位数に104/1000を乗じた単位数

● 食費負担 750円

● 通常のレクリエーション以外に行う特別な行事 実費

<<事業実施日数>> 週 7 日
 <<提供時間>> 10:15 ~ 15:20
 <<職員体制>>
 管理者 1名 (常勤)
 生活相談員 7名 (常勤・非常勤)
 看護師 5名 (非常勤・兼務)
 介護職員 17名 (非常勤)
 機能訓練指導員 5名 (非常勤・兼務)

<<目標>>
 利用者一人ひとりの個別性を大切にしたい認知症対応型通所介護プランを作成します。また、社会福祉協議会が実施する通所介護として、地域の要支援者の要望に応えられる質の高いサービスの提供に努めます。
 認知症に対する理解を深め、利用者の個別性を重視した活動を提供し、住み慣れた地域で安心した生活が継続できるよう支援します。
 利用者の可能性を大切に「できる」が継続され、また、「今までとりもできた」につなげられる支援助目指します。
 ヒヤリハット事例の収集・検討を重ねて、事故予防に努めます。
 地域で活動している団体・ボランティア等と連携し、個別のプログラム（回想法・脳トレ）等多様化する利用者の希望に合わせ楽しんで頂けるよう、サービス提供に努めます。

<<認知症対応型通所介護 利用者目標（延べ人数）>>

※ 単位は省略してください。 【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
40	40	45	45	45	48
10月	11月	12月	1月	2月	3月
50	50	50	48	48	50

● 介護予防通所介護・第1号通所事業・介護予防認知症対応型通所介護

《提供するサービス内容》

●事業所は介護予防通所介護計画に沿って、次のサービスを提供します。

- (1) 生活指導(相談援助等) (2) 運動器機能向上訓練
(3) 健康状態の確認 (4) 送迎 (5) 給食 (6) 入浴

《実費負担(徴収する項目ごとに記載)》

● 1割負担分

(要支援1)	1か月	1,766円
(要支援2)	1か月	3,621円

・加算額

(運動器機能向上加算)	242円
(サービス提供体制強化加算 要支援1)	78円
(サービス提供体制強化加算 要支援2)	155円
(介護職員処遇改善加算Ⅰ)	所定単位数に59/1000を乗じた単位数

● 2割負担分

(要支援1)	1か月	3,531円
(要支援2)	1か月	7,241円

・加算額

(運動器機能向上加算)	483円
(サービス提供体制強化加算 要支援1)	155円
(サービス提供体制強化加算 要支援2)	309円
(介護職員処遇改善加算Ⅰ)	所定単位数に59/1000を乗じた単位数

●食費負担 750円

●通常のレクリエーション以外に行う特別な行事 実費

《事業実施日数》 週 7 日

《提供時間》 10:15 ~ 15:20

《職員体制》

管理者	1名(常勤)
生活相談員	7名(常勤・非常勤)
看護師	5名(非常勤・兼務)
介護職員	17名(非常勤)
機能訓練指導員	5名(非常勤・兼務)

《目標》

利用者一人ひとりの個別性を大切に介護プランを作成します。また、社会福祉協議会が実施する通所介護として、地域の要支援者の要望に応えられる質の高いサービスの提供に努めます。地域で活動している団体・ボランティア等と連携し、多様化する利用者の希望に沿えるサービス提供に努めます。

- ① 利用者の可能性を大切に「できる」が継続され、また「今までよりもできた」につながる支援を目指します。
- ② ヒヤリハット事例の収集・検討を重ねて、事故予防に努めました。
- ③ ボランティア等地域との連携を深め、プログラム活動の充実と地域に開かれたデイサービスを目指します。

《その他(特徴的な取組、PR等)》

季節の行事の他、近隣の保育園や学校との交流、地域のボランティアによるプログラムや個別のレクリエーションなど、利用者の個別性に合わせ楽しんでいただけるようプログラムの多様化を図り、利用者に満足して頂けるサービス提供に努めます。
また、介護や看護に係わる学生の実習を積極的に受け入れ、人材の育成に貢献します。

《利用者目標（契約者数）》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
20	20	25	25	25	25
10月	11月	12月	1月	2月	3月
25	23	23	23	25	25

平成29年度 「東永谷地域ケアプラザ」 収支予算書及び報告書（一般会計）

収入の部 (税込、単位：円)

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
指定管理料	15,311,500	0	15,311,500		15,311,500	横浜市より（施設使用料相当額を除く）
利用料金収入	105,000		105,000		105,000	
自主事業（指定管理料充当の自主事業）収入	90,000		90,000		90,000	
自主事業収入	0	0	0	0	0	
雑入	0	0	0	0	0	
印刷代	0		0		0	
自動販売機手数料	0	0	0	0	0	
駐車場利用料収入	0	0	0	0	0	
その他（施設使用料相当額）	3,587,500		3,587,500		3,587,500	第3期の指定管理施設のみ
その他（法人負担分）	3,587,500	0	3,587,500	0	3,587,500	第3期の指定管理施設のみ
収入合計	15,506,500	0	15,506,500	0	15,506,500	

支出の部

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
人件費	10,811,000	0	10,811,000	0	10,811,000	
本俸	6,615,000		6,615,000	0	6,615,000	
社会保険料	703,000		703,000	0	703,000	
手当計	1,052,000		1,052,000	0	1,052,000	
健康診断費	20,000		20,000	0	20,000	
勤労者福祉共済掛金	15,000		15,000	0	15,000	ハマふれんど等
退職給付引当金繰入額			0	0	0	
その他	2,406,000		2,406,000	0	2,406,000	
事務費	1,363,000	0	1,363,000	0	1,363,000	
旅費	20,000		20,000	0	20,000	
消耗品費	580,000		580,000	0	580,000	
会議賄い費	0		0	0	0	
印刷製本費	5,000		5,000	0	5,000	
通信費	250,000		250,000	0	250,000	
使用料及び賃借料	0	0	0	0	0	
横浜市への支払分	0	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0	0	
備品購入費	100,000		100,000	0	100,000	
図書購入費	15,000		15,000	0	15,000	
施設賠償責任保険	34,000		34,000	0	34,000	
職員等研修費	20,000		20,000	0	20,000	
振込手数料	0		0	0	0	
リース料	20,000		20,000	0	20,000	
手数料	5,000		5,000	0	5,000	
地域協力費	0		0	0	0	
その他	314,000		314,000	0	314,000	
事業費	197,000	0	197,000	0	197,000	
運営協議会経費	42,000		42,000	0	42,000	指定額
自主事業（指定管理料充当の自主事業）費	155,000		155,000	0	155,000	
自主事業費	0	0	0	0	0	
管理費	5,858,000	0	5,858,000	0	5,858,000	
建築物・建築設備点検	0		0	0	0	指定額
光熱水費	3,788,000	0	3,788,000	0	3,788,000	
電気料金	577,000		577,000		577,000	
ガス料金	1,128,000		1,128,000		1,128,000	
水道料金	2,083,000		2,083,000		2,083,000	
清掃費	792,000		792,000	0	792,000	
修繕費	474,000	0	474,000	0	474,000	
機械警備費	56,000		56,000	0	56,000	
設備保全費	490,000	0	490,000	0	490,000	
空調衛生設備保守	248,000		248,000	0	248,000	
消防設備保守	34,000		34,000	0	34,000	
電気設備保守	32,000		32,000	0	32,000	
害虫駆除清掃保守	9,000		9,000	0	9,000	
駐車場設備保全費	0		0	0	0	
その他保全費	167,000		167,000	0	167,000	雑排水管高圧洗浄、ボイラー、設備巡視、自動ドア等
共益費	0		0	0	0	
その他	258,000		258,000	0	258,000	広報費、ゴミルート回収費
公租公課	864,880	0	864,880	0	864,880	
事業所税	0		0		0	
消費税	864,880		864,880	0	864,880	
印紙税	0		0		0	
その他（ ）	0		0		0	
事務経費（計算根拠を説明欄に記載）	0	0	0	0	0	
本部分	0	0	0	0	0	
当該施設分	0	0	0	0	0	
二一ズ対応費	0		0		0	
支出合計	19,093,880	0	19,093,880	0	19,093,880	
差引	3,587,380	0	3,587,380	0	3,587,380	

平成29年度 「東永谷地域ケアプラザ」 収支予算書及び報告書 (特別会計)

収入の部 (税込、単位：円)

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
指定管理料 (包括)	23,589,000		23,589,000		23,589,000	横浜市より
指定管理料 (介護予防)	151,000		151,000		151,000	横浜市より
指定管理料 (生活支援)	5,789,000		5,789,000		5,789,000	横浜市より
利用料金収入			0		0	介護保険収入等充当分
自主事業 (指定管理料充当の自主事業) 収入	20,000		20,000		20,000	
自主事業収入	0	0	0	0	0	
雑入	0	0	0	0	0	
印刷代			0		0	
自動販売機手数料	0	0	0	0	0	
駐車場利用料金収入	0	0	0	0	0	
その他 ()			0		0	
その他 ()			0		0	
収入合計	29,549,000	0	29,549,000	0	29,549,000	

支出の部

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
人件費	31,512,000	0	31,512,000	0	31,512,000	
本俸	17,360,000		17,360,000		17,360,000	14,932,000
社会保険料	4,369,000		4,369,000		4,369,000	
手当計	9,721,000		9,721,000		9,721,000	2,569,000+860,000+4,644,000
健康診断費			0		0	
勤労者福祉共済掛金	62,000		62,000		62,000	ハマふれんど
退職給付引当金繰入額			0		0	
その他			0		0	
事務費	1,109,000	0	1,109,000	0	1,109,000	
旅費	70,000		70,000		70,000	
消耗品費	290,000		290,000		290,000	
会議賄い費	0		0		0	
印刷製本費	1,000		1,000		1,000	
通信費	269,000		269,000		269,000	
使用料及び賃借料	0	0	0	0	0	
横浜市への支払分			0		0	
その他			0		0	
備品購入費	130,000		130,000		130,000	
図書購入費	15,000		15,000		15,000	
施設賠償責任保険	34,000		34,000		34,000	
職員等研修費	45,000		45,000		45,000	
振込手数料	0		0		0	
リース料	200,000		200,000		200,000	
手数料	0		0		0	
地域協力費			0		0	
その他	55,000		55,000		55,000	
事業費	1,100,000	0	1,100,000	0	1,100,000	
協力医	630,000		630,000		630,000	指定額
介護予防事業	151,000		151,000		151,000	
生活支援体制整備事業費	309,000		309,000		309,000	
自主事業 (指定管理料充当の自主事業) 費	10,000		10,000		10,000	
自主事業費	0	0	0	0	0	
管理費	1,182,000	0	1,182,000	0	1,182,000	
建築物・建築設備点検	0		0		0	指定額
光熱水費	673,000	0	673,000	0	673,000	
電気料金	143,000		143,000		143,000	
ガス料金	206,000		206,000		206,000	
水道料金	324,000		324,000		324,000	
清掃費	211,000		211,000	0	211,000	
修繕費	126,000		126,000	0	126,000	指定額
機械警備費	15,000		15,000	0	15,000	
設備保全費	132,000	0	132,000	0	132,000	
空調衛生設備保守	66,000		66,000	0	66,000	
消防設備保守	9,000		9,000	0	9,000	
電気設備保守	9,000		9,000	0	9,000	
害虫駆除清掃保守	3,000		3,000	0	3,000	
駐車場設備保全費	0		0	0	0	
その他保全費	45,000		45,000	0	45,000	雑排水管高圧洗浄、ボイラー、設備巡視、自動ドア等
共益費	0		0	0	0	
その他	25,000		25,000	0	25,000	車両費、広報費
公租公課	0	0	0	0	0	
事業所税	0		0		0	
消費税	0		0		0	
印紙税	0		0		0	
その他 ()	0		0		0	
事務経費 (計算根拠を説明欄に記載)	0	0	0	0	0	
本部分	0	0	0	0	0	
当該施設分	0	0	0	0	0	
二一ズ対応費			0		0	
支出合計	34,903,000	0	34,903,000	0	34,903,000	
差引	5,354,000	0	5,354,000	0	5,354,000	

平成29年度 自主事業収支計画書

事業名	①募集対象	自主事業予算額					
	②募集人数	総経費	収入		支出		
	③一人当たり参加費		指定管理料	参加費	講師謝金	材料費	その他
ひよこ・くらぶ(春)	1歳児の親子	13000	3000	10000	6000	5000	2000
	25組						
	500円						
春の種まき講習会	どなたでも	3000	3000	0		3000	
	特になし						
	無料						
高齢者サロンひなたぼっこ (定例)	65歳以上の方	70000	1000	69000		70000	
	30名						
	200円/回						
高齢者サロンひなたぼっこ (特別イベント)	65歳以上の方	1000	1000	0			1000
	7名						
南高校スイーツ交流	小学生	13000	10000	3000		12000	1000
	24名						
	100円						
ふれあいまつり	どなたでも	41000	10000	31000		41000	
	特になし						
エコプラザ	どなたでも	19000	19000	0		14000	5000
	特になし						
	無料						
南高祭イベント出展	どなたでも	7000	7000	0		7000	
	特になし						
	無料						
ひよこ・くらぶ(秋)	1歳児の親子	10000	4000	6000	6000	2000	2000
	25組						
	500円						
高齢者サロンひなたぼっこ (バス旅行)	65歳以上の方	57000	57000	0		57000	
	25名						
	なし						
会場利用団体懇談会	利用登録団体	11000	11000	0		11000	
	53団体						
	無料						
グリーンデイ	どなたでも	14000	14000	0		14000	
	特になし						
	無料						
こうなんなつっこ	学齢障害児	15000	15000	0		15000	
	8名						
	2500円						

平成29年度 自主事業計画書

横浜市東永谷地域ケアプラザ

事業名	目的・内容	実施時期・回数
高齢者ふれあいサロン「ひなたぼっこ」	65歳以上の方を対象に、歌や体操などとおしての仲間づくりや、地域包括支援センターと協力して介護予防の啓発を行いました。会場利用団体の発表（ボランティア）の場としても活用します。	毎月第3木曜日 13:30～15:00
高齢者ふれあいサロン「ひなたぼっこ」バス旅行	高齢者サロン「ひなたぼっこ」の参加者を対象に、日帰りのバス旅行を実施します。仲間づくり、閉じこもり予防、遠出の外出づくりの機会の創出、参加者間の交流を目的に実施します。	10月頃予定
高齢者ふれあいサロン「おりがみサロン」（共催）	概ね65歳以上の方を対象に、おりがみなどとおしての仲間づくりや、デイサービスなどで活動するボランティアの養成を行います。	毎月第1火曜日 13:30～15:00
ふれあいカフェ「あんず」（共催）	ボランティアグループ「あんず」、障害者の事業所「ジャンプ」との協働により、パンや飲み物を販売します。メンバーの働く場や地域とのふれあいの場とし、地域への障害者理解・啓発の機会とします。	毎週木金曜日 11:00～14:00
障害者地域作業所交流事業 ロビー販売（共催）	ケアプラザロビーでの障害者の事業所等の自主製品の販売などとおしての地域との交流の場とし、地域への障害者理解・啓発の機会とします。 ①「そよかぜ南の家」	①毎週火曜日 ②毎週水曜日
区社協協働事業 夏休み障害児余暇支援事業「なつつこ」（共催）	区社協や近隣地域ケアプラザ、特別支援学校と協働し、学齢障害児を対象とし、地域のボランティアとのふれあいと余暇の時間を提供するとともに、ボランティア育成を行います。また、保護者と民生委員との交流を図り相互理解に努めます。	7/31（月） 10:00～15:00
男性ボランティア手づくりカフェ	男性ボランティアの仲間づくり・ボランティア育成、地域の方々の交流の場の創出を目的にカフェを実施します。新たな男性ボランティアの受け皿となるようボランティア募集をします。	毎月第2月曜日
グリーンデイ	花植え等のボランティア活動を通して、仲間づくり、地域参加を行うこと、ボランティア育成を目的に実施します。子どもから高齢者まで水やり、種まき等を通して交流を図ります。	第3木曜日 9:30～11:30
配食ボランティア「てまり」（共催）	配食ボランティア「てまり」と共催し、高齢者や障害者世帯等への手作りのお弁当の配達などとおして、ふれあいや見守りを行いました。支援が必要な方については地域包括支援センターと連携して対応します。	毎週水曜日
配食ボランティア「てまり」会食会（共催）	「てまり」の配食サービス利用者を対象に会食会を行い、利用者やボランティアとの交流や、活動への要望をうかがう場とします。	春：5/10(水)

平成29年度 自主事業計画書

事業名	目的・内容	実施時期・回数
手作りボランティア「おはり箱」(共催)	高齢者や高齢者、介護者等を対象に、お直しの活動を行いました。親子向けに針仕事のお手伝い等も行います。	おはり箱活動日： 毎月第1・2・4水曜日
おはり箱布おもちゃ講座	手づくり作品の作成を通して、参加者同士やボランティアとの交流を行いました。手づくりボランティア「おはり箱」のPRの機会にもします。	5月24日・31日・6月7日
布おもちゃ・車いす等の貸出	手作りの布おもちゃや車いす等の貸出をとおして、地域の育児支援や生活の支援を行います。	毎日
会場利用者懇談会	会場利用登録団体に対して適切な利用の周知や要望をうかがうと共に、団体同士のネットワーク作りやボランティア活動へのきっかけ作りを行います。	2月ころ実施
地域ケアプラザ・地区センター合同祭「ふれあいまつり」(第20回)	ボランティアや障害者団体等による出店、展示等をとおして地域住民の交流やふれあいの場、地域ケアプラザの周知、ボランティア発掘の機会とします。	11/11(土) 10:00~14:00
広報紙「ふれあいの丘」の発行	地域ケアプラザの役割の周知や福祉保健等に関する情報提供を行うために、広報紙「ふれあいの丘」を発行し、近隣町内会での回覧や関係団体への配布を行います。	6回発行 (各回1,500部発行)
ボランティアコーナーギャラリー	ギャラリーを通じた地域の方々との交流を目的に、趣味サークルや個人にボランティアコーナーを貸し出します。	随時
東永谷地域エコプラザ	地域ケアプラザと住民が協働でエコ活動(グリーンカーテン・打ち水・ゴーヤ感謝祭・館内の節電等)に取り組み、特に乳幼児の親子等も含めて参加を呼びかけ世代間の交流につなげます。	7/25・31・8/8 28
地区別計画の推進の支援	大久保最戸地区の「ハートのあるまちづくり」の推進を支援します。永谷・永野地区については、近隣の地域ケアプラザと協働で支援を行います。	随時
運営協議会	地域ケアプラザのよりよい運営を図るために運営協議会を開催し、地域の様々な声や要望を事業に反映出来るよう、委員の意見を十分に取り入れて開催します。	3回

平成29年度 自主事業計画書

事業名	目的・内容	実施時期・回数
健康マーじゃん「ふれあい倶楽部」	『健康マーじゃんを楽しむ会をつくりませんか』のOBが中心となり、平成23年4月自主化しました。地域ケアプラザは側面的に支援します。 ※「ふれあい倶楽部」と共催	第1第2第4木曜日
元気体操教室	認知症予防、健康づくり、ボランティア育成と交流を目的に体操教室を実施します。	第4月曜日
東永谷地域ケアプラザブログ「ながみちゃん日記」	ケアプラザの事業、地域の出来事などをブログにて発信します。	毎月7回以上更新
助け合い活動情報交換会	東永谷地域ケアプラザエリアの助け合い活動(福祉ネットワーク・助け合いグループ・自治会の助け合い活動)の情報交換会を開催します。	秋ごろ
(支えあいマップ情報交換会または)東永谷地域エリアのこんなことあったらいい懇談会	(それぞれの地区で地域ケア会議として支えあいマップを実施していることやそれぞれの地区での実施事業の情報交換または)東永谷地域エリアの地域の方学校や商店、鉄道、バス、地域の活動者や子育てママや高校生や中学生など事業所などの方とこんな	秋ごろ
認知症サポーター養成講座	認知症の理解を増やすことで認知症高齢者の住みやすい知育作りを目指し、地域や学校、行政などに出向き、認知症サポーター養成講座を実施します。	随時
ひわまりホルダー出張登録会	登録することで病院や警察から地域ケアプラザに連絡が入り、身元がた緊急連絡先、かかりつけ医などの情報が確認出来る、H28年度から始まったひまわりホルダーの登録にケアプラザに来所が難しい方のために各自治会単位で出張登録会を行います。	ご要望に応じて
権利擁護講座	権利擁護をテーマとし、住み慣れた地域でいつまでも自分らしく老後を生きるために何が必要かを考える機会とし、行います。	2月頃
「出前福祉講座」	生活にちょっと役立つ事柄をテーマに、地域の自治会・町内会館に向向いて開催しました。「介護保険」「認知症サポーター養成講座」などの講座を開催し、地域住民が身近に福祉に触れ、理解を深める機会として実施します。また、講座の企画や寸劇出演などで協力を仰ぎ、地域住民とネットワーク構築を図ります。	ご要望に応じて

平成29年度 自主事業計画書

事業名	目的・内容	実施時期・回数
地域の身近なドクターによる健康相談	地域で働くケアマネジャーが、医師と直接面談してアドバイスを受けられる機会を定期的に設け、顔の見える関係作りを支援します。地域ケアプラザの近隣エリアで活動している医師の協力を得て、月に1回1時間実施します。ケアマネジャーが医療関係者とスムーズに連携ができよう心がけ支援を行います。	毎月第3金曜日 14:00～15:00
介護者の集い「白鳥の会」	家族等を現在介護している方・介護経験者を対象に、介護に関する悩みや情報交換をし日頃の介護疲れ等のリフレッシュを図ると共に、よりよい介護を行うことができるよう支援をします。茶話会等を中心に行いつつ、介護保険・権利擁護等に関する知識の学習や老後の生活に関する勉強会などの企画を盛り込み、地域住民への情報発信を行い、参加者との交流を行います。	毎月第3水曜日 13:30～15:30
地域で一人でも最期を迎えられるための懇談会	地域住民、福祉ネットワーク、助け合いグループ、民生委員や自治会、地区社協などおひとり様のサポートを行っている事業者、小規模多機能複合型、ケアマネ、サービス事業者、法律関係者、薬剤師、医師、在宅医療相談室	秋ごろ
地域で長く暮らすための医療講座	地域で長く暮らすために元気に過ごして頂くための介護予防講座。第1回目認知症について第2回目緑内障、白内障について第3回目腰痛・膝痛について第4回目トイレの悩みについて	7月、9月、10月、11月頃開催予定
介護予防ボランティア講座	地域のサロンやスリーAの元気づくりステーションなどPT、OT、STと認知症予防のスリーAやレクリエーションのボランティア講座を実施します。	秋ごろ